【不正についての報道】抜粋(平成24年度~25年度) H25. 6. 14

		1500-2000111 1 1	7% 2寸十1文	20十尺/	
No.	機関∙時期			内容	
109	〇〇大学 平成 25. 6. 14	うその業績申告	たとして、△△学したと発表した。 たと説明。使途/ 方、返還を求め、 同大によると、 経費や、文部科 成金などを申請 申告を行ってきが	研究費申請などの際に 学部の男性准教授を 6 少なくとも 1,490万円(こついては「不正はな: るかどうかは今後検討 准教授は 2000 年度ご 学省の科学研究業績で 学る際、架空の業績で た。不正は延べ 37 回 の聞き取りに対し「間違 にいう。	日付けで懲戒解雇 の研究費を受け取っ かった」とする一 けするとしている。 ごろから、学長裁量 助金、民間団体助 論文について虚偽 繰り返されたという。
108	米〇〇大学 平成 25. 5. 25	論文の写真使い 回し	ES 細胞と説明さった一般的な ES が4ヵ所ネイチャ者はうち3ヵ所のめ」と釈明した。	らが発表した論文におれた写真が別のとこれに写真が別のとこれに の一誌によって指摘された。 一誌によって指摘された。 ではい回しを認め、「写研究チームは「できたしたが、論文の信憑性	らでは受精卵から作われるなどの疑惑 いた。 論文の責任著 真が少なかったた 人クローン ES 細胞
107	〇〇大学 平成 25.5.16	論文盗用	の論文が、01 年 していることを△ 盗用を行ったと ○○大学は「盗 モラルが問われ	正准教授が学内論文集 ○ ○ ○ ○ 大の論文集に ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	載った論文に類似が指摘した。 を否定したものの、 こおり、教員としての
106	〇〇大学 △△大学 平成 25. 5. 11	論文の画像デー タ捏造	大学在籍時などを掲載していたる項目の画像デー貼りしたり左右原に見せかけたと 術振興会などに	△大学は、○○大学所 に発表した論文で、哲 と発表した。11 本の論 ・タで不正が確認され、 反転したりして複数の いう。不正論文を研究 補助金を申請、受け取る ・一次では、○○○大学の ・一次では、○○○○大学の ・一次では、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○	登した画像データ 文に掲載された 69 実験の画像を切り 実験をしたかのよう 実績として日本学 なっており、〇〇大
105	〇〇大学 平成 25. 5. 10	業者への預け金	理があったとして 発表した。同省1 し、2003~07 年 は年度内に使い に消耗品を購入	大学に交付した研究系 、同大に約400万円の は地球温暖化などに 度に計約12億円を交がの が切る規程だが、担当の したことにして、代金村、 、翌年度に使っていた	の返還を請求すると 関する調査を委託 付した。同研究費 の2教授は年度末 間当分を取引業者

104	文部科学省	研究費不正が	大学や研究機関等で公的研究費の不正経理が相次い
	平成 25. 4. 27	46機関3億円に	だことを受けて文科省が行った調査により、46機関で約3
		のぼる	億 6,100 万円の不正使用があったことがわかった。関与し
			たのは計 139 人。
103	〇〇大学	設備調達を巡る	○○大学△△研究科の教授は設備調達に関して特定
	平成 25. 4. 26	贈収賄(業者へ	の業者へ予定金額を漏らすなどの便宜を図った。その見
		の預け金含む)	返りとして家族とのヨーロッパ旅行の代金や新幹線回数
			券、商品券などを業者から受け取っていた。
			また、この業者へ架空発注し、研究資金を預け金として
			移していた。その額は3億円を超えている。
102	〇〇大学	14 論文に捏造・	〇〇大学は辞職した元教授が関与した論文計 14 本で
	平成 25. 4. 12	改ざん	52 件のデータの捏造や改ざんがあったと発表した。
			2004年に同元教授らが実施した臨床研究で、学内の倫
			理委員会に参考資料として提出した論文も含まれ、同大
			学は「研究者としての倫理観が欠如している」と批判し
			た。今後、懲戒相当として退職金の返還を求めるべきか
			どうかなどを審査する方針。
101	〇〇大学	論文盗用	○○大学は、○○大学の副学長で△△学部の教授が、
	平成 25. 3. 30		論文に他人の著作から盗用や不適切な引用をしたとし
			て、教授職を解任し、学術研究助成金の返還を命じるな
			どの処分にしたと発表した。同副学長は今月末で依願退
			職する。○○大学によると、副学長は 11 年 12 月、インタ 一ネット上で公開された学内論集に発表した女性の社会
			一本が工で公開された手内舗業に先表した文匠の社会 参画に関する論文で、引用元を明示しなかったり、他人
			の著作を引き写したりするなど盗用や不適切な引用が複
			数あった。昨年 12 月に内部告発があり不正が判明した。
			副学長は「故意ではなかった」と説明しているという。
100	〇〇大学	厚労省•文科省	○○大学△△学部の元教授は厚労省・文科省の補助
100	OO人子 平成 25. 3. 26		OO人子厶△子部の元敎授は厚ガ有・又科有の補助 金において、自らが設立した NPO 法人にホームページ作
	i-195, 20. 0. 20	不透明取引	成など事業の一部を約1,900万円で痛くし、その業務を個
		1 82778 1	人や会社計7者に計約1,680万円で丸投げ。約220万円
			の利益を得ていた。下請け先の中には、高校の同級生
			で、NPO 理事を務める男性の妻も含まれていた。
99	〇〇大学	実験データも不	複数の論文に同一写真を使い回した疑いがあると指摘
	平成 25. 3. 23	正か	された〇〇大学前総長の研究について、科学技術振興
			機構が他にも実験データの改ざんなど不正の疑いが浮
			上したとして、〇〇大学に調査を依頼していたことがわか
			った。
			科学技術振興機構は同研究者に約18億円の研究資金
			を提供しており、「不正が認定されれば研究費の全額ま
			たは一部の返還を求めることもあり得る」と話している。

98	OO大学 平成 25. 12. 29	不正論文の共著 者	〇〇大学は、iPS 細胞による治療でうそを認めた研究者の共同研究者だった教授について、不適切な共著論文が 20 本あったとの調査結果をまとめた。内容を検証せずに共著論文者になったことに重大な過失があったとして、同教授を 2 ヵ月間の停職処分とした。また、うそを認めた研究者の学会参加費や論文掲載料といった名目で同教授が申請した経費のうち、約 130 万円は支出の妥当性がなかったとして、同教授への返還請求を決めた。
97	〇〇大学 平成 24. 12. 27	論文不正	△△大学元准教授が書いた論文が捏造だった問題で、 ○○大学は元准教授が在籍していた 97~05 年の論文 103 本のうち 60 本を「不正」と認定した。同准教授は既に 退職しているため処分は見送る。
96	〇〇大学 平成 24. 12. 16	論文不正	○○大学△△学部の元講師が在職中に発表した複数 の論文に、過去に自身が発表し、掲載済みの画像やデータを新たな研究成果として使用した疑いがあるとして、大分大学が調査委員会を設置した。 疑義が生じている論文には文部科学省から約500万円の助成金を受けた研究もあった。
95	〇〇大学 平成 24. 11. 3	寄附金の個人経理	会計検査院が公表した 11 年度決算検査報告で、〇〇大学教授ら 7 人が寄附金 9 件計 860 万円を大学に寄附せず個人経理のまま処理していたことがわかった。私的流用はなかったという。〇〇大学は「手続きを知らなかったり、助成金を寄附金と認識していない教員がいたため」としている。寄附金はすべて研究や教育用に使われたため、未使用分のみ大学に寄附されたという。
94	〇〇大学 平成 24. 10. 20	虚偽の発表	○○大学は人工多能性幹細胞(iPS 細胞)を使った世界初の臨床応用をしたと虚偽の発表をした○○大学病院特任研究員を同日付けで懲戒解雇したと発表した。同特任研究員は、iPS 細胞から作った心筋細胞を重症の心不全患者 6 人に移植したと米国の学会でポスターを掲示して発表したが、○○大学は「少なくともそのうち 5 件は虚偽の発表だった」と判断した。同行為は、就業規則で定める「大学の名誉または信用を著しく傷つけた場合」に該当するとした。
93	〇〇学会 平成 24. 10.13	論文で無断転用	○○学会の理事長で、政府税制調査会の委員を務めた△△大学●●学部の教授が、同学会が発行する学術誌に掲載した論文で、□□大学学長のブログ記事を無断で転用していたことが分かった。同教授は無断転用を認めて□□大学学長や学会員に謝罪、学術誌を回収した。理事長職も辞任する意向。

_				
	92	〇〇大学	目的外使用	〇〇大学附属病院が導入した臨床検査システムに、シ
		平成 24. 10.		ステムとは無関係な動物用研究機器2台が含まれていた
		11		疑いがある問題で、〇〇大学は不適切な機器購入に当
				たるとみられ関係者の懲戒処分の検討が必要だとして、
				学内の最高審議機関・教育研究評議会内に調査委員会
				を立ち上げることを決めた。
				システム購入には、診療に使用する医療機器や設備を
				対象とした国の貸付金を活用していた。
r	91	会計検査院	ずさんな物品納	平成 22 年度に文部科学省から公的研究費の交付を受
		平成 24. 10. 4	入	けた計65の国立・私立大学のうち、16大学は研究者に物
				品の直接発注を認めながら、事後チェックを行わないなど
				の不備があったことが会計検査院の調査でわかった。
				調査によると、対象となった 65 大学全てで「検収業務」
				を行う体制となっていたが、このうち 16 大学では「事務処
				理の効率化」などを理由に一部の物品で検収を省略。事
				埋の効率化」などを埋田に一部の物品で検収を省略。事 後の点検も行われていなかった。